

## 第3期

# 砂川市地球温暖化対策職員行動計画

令和3年度～令和7年度

砂川市

## 目次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1. 計画策定の背景             | 1  |
| 2. 基本的事項               | 1  |
| (1) 目的                 |    |
| (2) 計画の位置付け            |    |
| (3) 計画期間               |    |
| (4) 対象とする範囲            |    |
| (5) 対象とする温室効果ガス        |    |
| 3. 第2期計画の二酸化炭素排出状況     | 4  |
| (1) 二酸化炭素総排出量          |    |
| (2) 二酸化炭素排出量の増減要因      |    |
| 4. 二酸化炭素の排出削減目標        | 5  |
| (1) 二酸化炭素の削減目標         |    |
| (2) 基準年度の二酸化炭素総排出量     |    |
| 5. 目標達成に向けた取組み         | 6  |
| (1) 取組みの基本方針           |    |
| (2) 具体的な取組み内容          |    |
| 6. 計画の推進               | 9  |
| (1) 推進体制               |    |
| (2) 点検・評価・見直し体制        |    |
| (3) 進捗状況の公表            |    |
| (4) 職員の意識啓発            |    |
| <参考> 国の地球温暖化対策計画に則った場合 | 10 |

## 1. 計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素・脱炭素社会の実現に向けた取組みが求められています。

国際的な動きとしては、2015年（平成27年）12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランスのパリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年（平成10年）に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガスのための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年（平成28年）には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、2020年（令和2年）には、2050年（令和32年）までに我が国の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標を、2021年（令和3年）には、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で46%減を目指すことを、内閣総理大臣が表明しました。

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

砂川市は、行政機関であるとともに、その職員数、事業量からみて市内最大の事業者であり、消費者でもあります。市が率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むことで、地球温暖化対策に貢献することができ、地域全体の機運の醸成にもつながるものと考えます。

砂川市においては、2016年度（平成28年度）に「砂川市地球温暖化対策職員行動計画」を策定し、市の事務及び事業から排出される温室効果ガス排出量の削減に努めてきたところであり、引き続き、温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的として本計画を策定します。

### (2) 計画の位置付け

「地球温暖化対策推進法」第21条第1項では、都道府県及び市町村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源などの取組みを推進し、自ら排出する温室効果ガスの排出量を削減することを目的として、地方公共団体実行計画を策定するものとされています。

本計画は、この規定に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

また、砂川市第7期総合計画（令和3年度～12年度）では、基本目標2「安

全でやすらぎのあるまち」の施策2-3「地球環境に配慮したまちづくり」において、環境に配慮したまちを目指すこととされており、本計画は同施策を推進するための個別計画となるものです。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。また、基準年度は令和2年度(2020年度)とします。

図1 計画期間

| 項目     | 2020年度<br>(令和2年度) | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 期間中の事項 | 基準年度              | 計画開始              |                   |                   |                   | 目標年度              |
| 計画期間   |                   | →                 |                   |                   |                   |                   |

(4) 対象とする範囲

本計画は市が行うすべての事務及び事業、第2期計画と同様の施設を対象としますが、広域消防事務など一部対象としない施設があります。

なお、計画期間中に新たな施設が設置された場合等は、本計画の対象に加えます。



【対象施設】

| 所管         | 対象施設   |
|------------|--|
| 総務課        | 市庁舎  |
| 市民生活課      | 場外離着陸場、北地区コミュニティセンター、東地区コミュニティセンター、南地区コミュニティセンター、ごみ処理場 |
| 社会福祉課      | さくら保育園・子育て支援センター、ひまわり保育園、空知太保育所                        |
| 介護福祉課      | 空知太老人憩の家、石山老人憩の家、北光老人憩の家、南吉野老人憩の家、宮川老人憩の家              |
| ふれあいセンター   | ふれあいセンター   |
| 子ども通園センター  | 子ども通園センター  |
| 農政課        | 北吉野コミュニティセンター  |
| 商工労働観光課    | ふるさと活性化プラザ   |
| 土木課        | ふれあい広場管理施設、北光公園管理棟                                     |
| 学務課        | 砂川中学校、石山中学校、砂川小学校、豊沼小学校、中央小学校、空知太小学校、北光小学校             |
| 社会教育課      | 地域交流センター   |
| スポーツ振興課    | 海洋センター、総合体育館、弓道場                                       |
| 公民館        | 公民館  |
| 図書館        | 図書館  |
| 学校給食センター   | 給食センター   |
| 市立病院事務局    | 市立病院   |
| 砂川地区保健衛生組合 | クリーンプラザくるくる、吉野斎苑                                       |
| <b>計</b>   | <b>37施設</b>  |

(5) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策推進法」第2条第3項で定められた7種類のガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

### 3. 第2期計画の二酸化炭素排出状況

#### (1) 二酸化炭素総排出量

基準年度である平成27年度（2015年度）における二酸化炭素排出量は12,222 t-CO<sub>2</sub>となっています。目標年度である令和2年度（2020年度）における二酸化炭素排出量は11,525 t-CO<sub>2</sub>となりました。

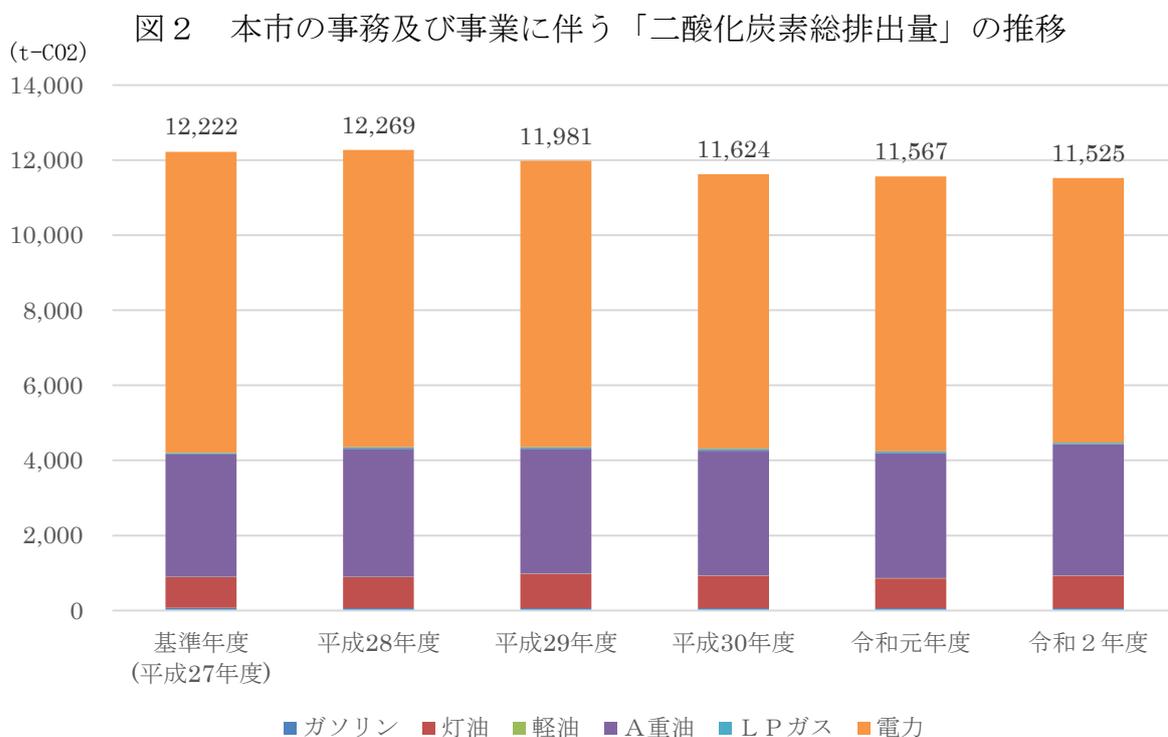


表1 本市の燃料種別「二酸化炭素総排出量」の推移

(単位: t)

| 燃料種別 | 基準年度<br>(平成27年度) | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度  |
|------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ガソリン | 70               | 64     | 68     | 61     | 62     | 67     |
| 灯油   | 819              | 828    | 908    | 859    | 794    | 859    |
| 軽油   | 8                | 10     | 11     | 11     | 7      | 8      |
| A重油  | 3,257            | 3,408  | 3,323  | 3,330  | 3,340  | 3,499  |
| LPガス | 48               | 46     | 45     | 46     | 42     | 39     |
| 電力   | 8,020            | 7,913  | 7,626  | 7,316  | 7,322  | 7,052  |
| 合計   | 12,222           | 12,269 | 11,981 | 11,624 | 11,567 | 11,525 |

※端数処理の関係上、内訳と合計数値が一致しない場合があります。

#### (2) 二酸化炭素排出量の増減要因

第2期計画において、基準年度を平成27年度（2015年度）とし、令和2年度（2020年度）に5%削減することを目標に取り組みました。この間の推移を見ると、全体の排出量は緩やかに減少し、令和2年度（2020年度）における二酸化炭素排出量は11,525 t-CO<sub>2</sub>となり、基準年度（平成27年度）と比較して5.7%減少し、第2期計画における削減目標を上回る結果となりました。

た。

その主な要因として、火力発電所の稼働率により変化する電力の二酸化炭素排出係数が、LNG火力発電所の安定運転やさらなる再生可能エネルギーの導入などにより、緩やかに減少したことが挙げられます。

また、基準年度である平成27年度（2015年度）と令和2年度（2020年度）との比較では、全35施設のうち半数以上の24施設において、日常的な取組みやLED化等により基準年度の排出量以下に削減できたことは一定の成果があったと考えられます。

#### 4. 二酸化炭素の排出削減目標

##### (1) 二酸化炭素の削減目標

本計画における二酸化炭素排出量の目標年度は前記のとおり令和7年度（2025年度）とし、基準年度（令和2年度）の二酸化炭素排出量を5%削減することを目標とします。これは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」がエネルギーの使用に関して、年平均1%以上の低減を求めていることを踏まえたものです。

表2 二酸化炭素の削減目標

| 温室効果ガス                      | 基準年度<br>(令和2年度) | 目標年度<br>(令和7年度) |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|
| 二酸化炭素<br>(CO <sub>2</sub> ) | 11,525t         | 10,949t         |

なお、砂川市第7期総合計画（令和3年度～12年度）の施策2-3「地球環境に配慮したまちづくり」では、令和7年度（2025年度）における二酸化炭素排出量の目標値を11,043tと定めていますが、今後は令和2年度実績に基づき設定した本計画の目標値達成に向けて取組みを進めることとします。

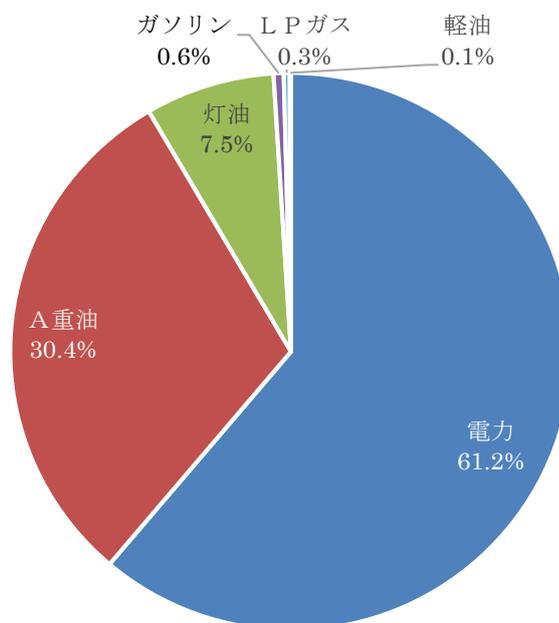
##### (2) 基準年度の二酸化炭素排出量

基準年度（令和2年度）の二酸化炭素排出量を燃料種別に見ると、電力の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の約61%を占め、次いでA重油が約30%、灯油が約8%となっています。

表3 基準年度（令和2年度）の燃料種別「使用量」、「二酸化炭素排出量」

| 燃料種別 | 基準年度（令和2年度） |      | 二酸化炭素<br>排出量<br>(kg-CO2) | 割合<br>(%) |
|------|-------------|------|--------------------------|-----------|
|      | 使用量         |      |                          |           |
| ガソリン | 29,026      | リットル | 67,340                   | 0.6       |
| 灯油   | 345,166     | リットル | 859,463                  | 7.5       |
| 軽油   | 3,229       | リットル | 8,331                    | 0.1       |
| A重油  | 1,291,119   | リットル | 3,498,932                | 30.4      |
| LPガス | 13,057      | kg   | 39,171                   | 0.3       |
| 電力   | 11,891,416  | kwh  | 7,051,610                | 61.2      |
| 合計   | —           |      | 11,524,847               | 100       |

図3 基準年度（令和2年度）の燃料種別「二酸化炭素排出量」の割合



## 5. 目標達成に向けた取組み

### (1) 取組みの基本方針

二酸化炭素の排出要因である、電気使用量や重油・灯油などの燃料使用量の削減に取り組めます。

### (2) 具体的な取組み内容

#### ① 電力使用量の削減

- ・ 始業前、昼休み中、時間外勤務時は、不必要な照明を消灯します。
- ・ 晴天時など十分な明るさが確保される時は、可能な限り照明を消灯、または間引きします。

- ・会議室、相談室などの照明は、利用者がいる時のみ点灯します。
- ・ノー残業デーを含めて時間外勤務を減らし、照明や事務機器等による電力使用の削減に努めます。
- ・各職場の最終退庁者は、照明や事務機器等の電源が切られていることを確認します。
- ・長時間離席する場合など、不使用のパソコン等の電源はこまめに切るか、省電力機能を利用します。
- ・エアコンは温度の上げすぎ・下げすぎに注意し、利用していない部屋はスイッチを切ります。
- ・荷物の運搬などやむを得ない場合を除き、できる限り階段を利用します。
- ・エネルギー消費効率の高い機器や設備の導入・更新を推進します。

## ②燃料使用量の削減

- ・冬期間の事務室や各施設の暖房は、利用状況に応じて適切な温度管理を行い、使用しない部屋は暖房を入れません。
- ・ブラインドやカーテン等を利用し、冷暖房使用量を削減します。
- ・ガスコンロや給湯器は沸かしすぎの防止に努め、長時間使用しないときは給湯器の種火を消します。
- ・ナチュラルビズスタイル（サマースタイルなど）を推進します。

## ③公用車燃料使用量の削減

- ・軽自動車を含めた低燃費車や低公害車、電気自動車やハイブリッド自動車などのクリーンエネルギー自動車の導入に努めます。
- ・急発進、急加速、無駄なアイドリングをしない、車内に不要な荷物や道具類を積まないなど、エコドライブを実践します。
- ・行き先が同一方向などの場合は調整し、相乗りで使します。
- ・出張や会議等での公共交通の利用に努めます。

## ④紙使用量の削減

- ・裏紙利用を心掛けるとともに、両面・縮小等の機能を利用して、紙使用量の削減に努めます。
- ・パソコンで作成する文書類は、画面上で修正箇所がないか確認を行い、印刷プレビューで出来上がりを最終確認します。
- ・共有ファイルや電子メール、複合機のスキャン機能などを活用したペーパーレス化、タブレット端末やPC端末などを活用したペーパーレス会議を推進します。
- ・会議資料の簡素化を図り、印刷物は最低限の部数を作成します。
- ・会議などで封筒を配布しないように努めます。
- ・再生紙（古紙配合率70%以上、白色度70%以下）の利用を推進します。

⑤水使用量の削減

- ・日常的に節水を心がけます。
- ・水を利用する設備や機器の水漏れ点検に努めます。

⑥REDUCE（ごみの発生抑制）

- ・物品は適切に在庫管理し、必要量のみ購入します。
- ・使い捨て商品の購入を減らし、詰め替えができる製品を購入します。
- ・できるだけ食べ残しを減らし、生ごみの発生を抑えます。

⑦REUSE（ごみの再使用）

- ・使用済み・書き損じ封筒や不要紙などを再利用します。
- ・事務用品、電気製品などが故障した場合は、できるだけ修理し再利用します。
- ・不用品が出た場合は、必要としている職場がないかデスクネット等で確認します。また、中古物品が必要な場合は、提供できる職員等がないか同様に確認します。

⑧RECYCLE（ごみの再資源化）

- ・ごみの分別による再資源化を徹底します。
- ・リサイクルしやすい製品や環境ラベリング(エコマーク、グリーンマーク等)対象製品を購入します。

⑨REPAIR（長期使用）

- ・中身の交換、詰め替え等の可能な製品の使用や物品の修理により長期使用に努めます。
- ・コピー機やパソコン等の機器は、適切に管理・点検などを行い、長期使用に努めます。

⑩REFUSE（断る・使わない）

- ・商品の購入にあたっては、包装の簡素化を依頼したり、マイバック等を持参してレジ袋を使用しないようにします。

⑪公共工事の実施、施設の建設・改修等における取組み

- ・公共工事では、廃棄物の発生を最小限にするとともに、廃棄物を再資源化した資材の使用に努めます。
- ・公共工事において発生する、土、コンクリート、アスファルト、木材などの再資源化に努めます。
- ・施設を新築・改築するときは、環境負荷の低減に配慮した施設になるよう努めます。
- ・省エネルギー型またはエネルギー効率の高い機器、設備の導入・更新を推進します。

- ・断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラスなど）の導入に努めます。
- ・LED照明などの高効率照明の導入を推進します。
- ・太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を検討します。

## 6. 計画の推進

### (1) 推進体制

本計画を円滑かつ全庁的に推進していくために、砂川市地球温暖化対策推進委員会を設置します。

委員長（市長）を責任者として、副委員長（副市長）を置き、各課長職を推進委員とします。また、事務局は市民生活課生活交通係に設置します。

推進委員は、各課等における取組み状況の管理を行うとともに、取組みに向けた調整を行います。

### (2) 点検・評価・見直し体制

事務局は、毎年度各課からの二酸化炭素排出源のデータ収集によって二酸化炭素排出量を算出し、年1回進捗状況の点検・評価を行います。

また、本計画について、関係法令や社会経済情勢などの変化により必要と認められる場合は、計画の見直しを行います。

### (3) 進捗状況の公表

事務局は、毎年7月までに推進委員等を通して前年度における各施設の二酸化炭素排出量や計画の進捗状況を把握し、その結果を市のホームページに公表します。

### (4) 職員の意識啓発

本計画を実効性のあるものとするためには、職員一人ひとりが環境保全の意識を高め本計画の趣旨や内容を理解したうえで、具体的な取組みを一つひとつ実践していくことが極めて重要です。このため、事務局は職員の意識啓発のために次の取組みを行います。

- ・職員に対して定期的に本計画の目的や具体的な取組み等の内容を周知します。
- ・二酸化炭素排出量が大きく増加した施設については、必要に応じ、原因の分析や対応策等を推進委員と協議します。
- ・職員に対し、必要に応じて地球温暖化対策に関する情報を提供します。
- ・指定管理者制度導入施設については、推進委員等を通して本計画の内容を周知し、具体的な取組みの実践を依頼します。

第3期 砂川市地球温暖化対策職員行動計画  
令和3年度～令和7年度

砂川市 市民部 市民生活課 生活交通係  
〒073-0195 砂川市西7条北2丁目1番1号  
TEL : 0125-54-2121 (内線1131・1132)  
FAX : 0125-54-2568  
メール : seikatsu@city.sunagawa.lg.jp